

大口町告示第17号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項に定めるところにより、下水を排除及び処理するべき区域等を次のように定める。

その関係書類は、平成29年3月10日から本町産業建設部都市整備課に備え縦覧に供する。

平成29年3月10日

大口町長 鈴木 雅博

1 供用及び処理開始年月日

平成29年4月1日

2 供用及び処理開始区域

丹羽郡大口町下小口三丁目の一部

3 排水施設の位置

幹線名	大口右岸3-1号幹線
起点	大口町竹田二丁目地内
終点	大口町下小口七丁目地内
摘要	五条川右岸流域下水道3号幹線に接続

4 分流式又は合流式の別

分流式

5 関係図書

別添のとおり